

とられた適法な自衛の措置を構成する場合には阻却される。

第三五条 (損害に対する補償についての留保) 第二九条、第三一条、第三二条又は第三三条の規定に基づく国の行為の違法性の阻却は、当該行為により生じた損害に対する補償について生ずることのあるいかなる問題も予断するものではない。

第二部 国際責任の内容、形態及び程度

一九八三年の第五回会期から一九九六年の第四回会期までに暫定的な採択

第一章 一般原則

第三六条 (国際違法行為の法的効果) 1 第一部の規定に従い、国が行った国際違法行為が生じる当該国の国際責任は、この部に定める法的効果を生ずる。

2 1に定める法的効果は、国際違法行為を行った国が違反した義務を引き続き履行する義務を負うこと第三七条 (特別法) この部の規定は、国際違法行為の法的効果が当該国際違法行為に特殊に関係する他の国際法規則により決定される場合は、その限度において適用しない。

第三八条 (慣習国際法) 慣習国際法の規則は、引き続きこの部の規定に定めていない国の国際違法行為の法的効果を規定しない。

第三九条 (国際連合憲章との関係) この部の規定に定める国の国際違法行為の法的効果は、適当な場合には、国際法の平和及び安全の維持に関する国際連合憲章の規定及び手続きに従ふ。

第四〇条 (被害国の定義) 1 この条文草案の適用上、「被害国」とは、他の国の行為がこの条文草案の第一部に基づいてその国の国際違法行為を構成する場合

第四四条 (金銭賠償) 1 被害国は、国際違法行為を行った国から、当該行為に起因する損害に対して、当該損害が原状回復によつて埋め合わせられない場合、この限度において金銭賠償を得る資格を有する。

2 この条の適用上、金銭賠償は、被害国が被った経済的に評価可能なあらゆる損害が含まれるものと、かつ利子及び、適当な場合には、逸失利益を含めることができる。

第四五条 (満足) 1 被害国は、十分な賠償を与るために必要がある場合にかつその限度において、国際違法行為を行った国から、当該違法行為によつて生じた損害、特に精神的損害に対して満足を得る資格を有する。

2 満足は、次の一又はそれ以上の形態をとることができる。

- a 陳謝
 - b 名目的損害賠償
 - c 被害国の権利の重大な侵害の場合には、侵害の重大性を反映する損害賠償
 - d 国際違法行為が公務員の重大な職権濫用 (misconduct) 又は公務員若しくは私人の犯罪行為から生じた場合には、責任ある者に対する懲戒処分又は処罰
- 3 満足を得る被害国の権利は、国際違法行為を行った国の威厳を傷つける要求を正当化するものではない。
- 第四六条 (再発防止の保障) 被害国は、適当な場合には、国際違法行為を行った国から違法行為の再発防止の保障を受ける資格を有する。

第三章 対抗措置

第四七条 (被害国による対抗措置) 1 この条文草案の適用上、対抗措置の実施とは、被害国が国際違法行為を行った国に対する義務の一又はそれ以上を遵守しない措置であつて、国際違法行為を行った国が

に、その権利が当該他の国の行為により侵害された国をいう。

- 2 特に、「被害国」とは、次のものをいう。
 - (a) 国の行為により侵害された権利が二国間条約から生じる場合には、当該条約の他の締約国
 - (b) 国の行為は拘束力あり侵害された権利が国際裁判所の判決又は拘束力ある他の紛争解決手段の決定から生じる場合には、当該紛争の他の当事国であつてその権利から受益する資格を有するもの
 - (c) 国の行為により侵害した権利が国際裁判所以外の国際機関の拘束力ある決定から生じる場合には、当該国際機構の設立文書に従い、その権利から受益する資格を有する国
 - (d) 国の行為により侵害される権利が第三国のための条約規定から生じる場合には、当該第三国
 - (e) 国の行為により侵害される権利が多数国間条約又は慣習国際法から生じる場合、次のことが証明される場合には、多数国間条約の他の締約国又は慣習国際法に関連する規則により拘束される他の国
 - (f) 国の行為により侵害される権利が多数国間条約から生じる場合には、その権利がその条約の締約国の集団的利益の保護のために当該条約で明示的に規定されている場合には、当該多数国間条約のいづれかの他の締約国
- 3 更に、「被害国」とは、国際違法行為が国際犯罪を構成する場合には、すべての他の国

第四八条 (対抗措置の実施に関する条件) 1 被害国は、対抗措置を実施する前に、第五四条が規定する交渉の義務を履行する。この義務は、被害国が実施する暫定的な保護措置であつて、その権利を保全するために必要であり、かつその他の点においては、この章の要件に合致するものを実施すること妨げるものではない。

2 対抗措置を実施する被害国は、第三部又は被害国と国際違法行為を行った国との間で効力を有する他のいづれかの拘束力ある紛争解決手続のもとで生じる紛争解決が停止された場合には、被害国は、国際違法行為が停止された場合には、被害国は、2に規定する紛争解決手続が国際違法行為を行った国によつて誠実に実施され、かつ紛争が当事者を拘束する命令を発する権限を有する裁判所に付託されるときには、その限りにおいて対抗措置を中止する。

4 対抗措置を中止する義務は、国際違法行為を行った国が当該紛争解決手続が発する要請又は命令を尊重しない場合には、終了する。

第四九条 (均衡性) 被害国がとるいかなる対抗措置も、国際違法行為の重大性の程度及び被害国に対するその効果に比して均衡性を失するものであつてはならない。

第五〇条 (禁止される対抗措置) 被害国は、対抗措置

被害国の権利及び国際違法行為を行った国の義務

- 4 賠償は、いかなる場合においても国の住民からその生存の手段を奪う結果をもたらしてはならない。
- 4 国際違法行為国は、完全な賠償を提供しないことを正当化するために国内法の規定を援用することはできない。
- 第四三条 (原状回復) 被害国は、次の条件の下にかつその限度において、国際違法行為を行った国から原状回復、すなわち違法行為が行われる以前に存在した状態の回復を得る資格を有する。
 - a 原状回復が実質的に不可能ではないこと
 - b 原状回復が一般国際法の強行規範から生じる義務の違反とならないこと
 - c 原状回復が、被害国が金銭賠償の代わりに原状回復を得ることによつて得る利益と全く比例しない負担をもたらさないこと、又は
 - d 原状回復が国際違法行為を行った国の政治的独立又は経済的安定性を重大に損なうものではなく、かつ、被害国が原状回復を得なかつたとしても同様の影響を受けないこと。

として、次のものに訴へてはならない。

- (a) 国際連合憲章により禁止された武力による威嚇又は武力の行使
- (b) 国際違法行為を行った国の領土保全又は政治的独立を危うくすることを意図した極端な経済的又は政治的強制
- (c) 外交又は領事職員、公館、公文書及び書類の不可侵を侵害する行為
- (d) 基本的人権から逸脱するいづれかの行為
- (e) その他のいづれかの行為であつて一般国際法の強行規範に違反するもの

第四章 国際犯罪

第五一条 (国際犯罪の効果) 国際犯罪は、他の国際違法行為のあらゆる法的効果を生じさせるだけでなく、これらに加えて、第五二条及び第五三条が規定する追加的な効果を生じさせる。

第五二条 (特別の効果) 国の国際法行為が国際犯罪である場合には、

- (a) 原状回復を得る被害国の資格は、第四三条(c)及び(b)が規定する制限に服さない。
- (b) 満足を得る被害国の資格は、第四五条3が規定する制約に服さない。

第五三条 (すべての国の義務) 国が犯した国際犯罪は、他のすべての国に対して次の効果を生じさせる。

- (a) 犯罪によつてもたらされた状態を合法的なものとして承認しないこと
- (a) 国際犯罪を犯した国が犯罪によつてもたらされた状態を維持することを支援し又は援助しないこと
- (c) (a)及び(b)が定める義務の履行に当たつて他の国と協力すること、並びに、
- (d) 犯罪の効果を除去するための措置の適用について、他の国と協力すること。

第三節 紛争の解決

一九九六年の第四八回会期で暫定的に採択

第五四条（交渉）この条文案書の二又はそれ以上の締約国の間にこの条文案書の解釈又は適用に関する紛争が生じる場合には、紛争当事国はいずれかの当事国の要請に応じて交渉により紛争を友好的に解決するよう努力する。

第五五条（周旋及び仲介）この条文案書の締約国であつて紛争当事国でない国は、いずれかの当事国の要請又は自らの発意に基づいて、紛争の友好的な解決を促進するために、周旋を提供し又は仲介を申し出ることができる。

第五六条（調停）交渉の最初の要請の後三ヶ月を経て紛争が合意によつて解決せず、かつ拘束力のある第三者解決の手續が開始されない場合には、いずれかの紛争当事国はこの条文案書の附属書Ⅰが規定する手續に従つて紛争を調停に付託することができる。

第五七条（調停委員会の任務）1 調停委員会の任務は、紛争問題を説明し、この目的のために審査又はその他の方法ですべての必要な情報を収集し、及び紛争当事国が解決に到達するように努力することにある。

2 この目的のために、紛争当事国は、紛争に関する各自の立場の陳述及びこの立場の基礎となる事実を委員会に提出する。さらに、紛争当事国は、委員会が要請することのある追加的な情報又は証拠を委員会に提出し、及び委員会が実施することを望むことがある。いずれかの独立した事実調査について委員会を援助する。この事実調査には、いずれかの紛争当事国の領域における事実調査を含むが、このことを実行不可能とする例外的な理由がある場合にはこの限りではない。この場合には、当該当事国は委員会に

対してこれらの例外的な理由について説明を行う。
3 委員会は、その裁量によつて、後に行う勧告を損なうことなく、当事国はいずれか又はすべてに對して予備的な提案を行うことができる。
4 紛争当事国に對する勧告は、委員会の正式の設置以後三ヶ月以内に提出されるべき報告に含まれるものとし、委員会は、当事国がこれらの勧告に回答するべき期間を特定することができる。

5 委員会の勧告に對する当事国の回答が紛争を解決に導かない場合には、委員会は、当事国に對して紛争に関する自らの評価及び解決のための勧告を含む最終報告を提出することができる。

第五八条（仲裁）1 第五六条が規定する調停委員会に紛争が付託されなかつた場合、又は委員会の報告の後六ヶ月以内に合意による解決に到達しなかつた場合には、紛争当事国は、合意によりこの条文案書の附属書Ⅱに從つて構成される仲裁裁判所に紛争を付託することができる。

2 しかしながら、紛争がこの条文案書の締約国であつて對抗措置を実施した国とその対象となつた国との間に生じる場合には、對抗措置の対象となつた国は、いつでも一方的にこの条文案書の附属書Ⅱに從つて構成される仲裁裁判所に紛争を付託することができる。

第五九条（仲裁裁判所の権限）1 仲裁裁判所は、当事国間において争われることのある事実又は法に關するいずれかの争点であつてこの条文案書のいずれかの規定と関連性を有するものについて拘束力のある決定をなすものとし、この条文案書の附属書Ⅱに規定し又は言及する規則のもとで活動する。裁判所は、当事者による書面及び口頭の手続並びに請求の完了の日から六ヶ月以内に当事国に對して判決を交付する。
2 裁判所は、事件の事実の確定のために必要と見なす事実調査を行う権限を有する。

第六〇条（仲裁裁定の有効性）1 紛争当事国はいずれかが仲裁裁定の有効性を争う場合であつて争いが提起された日から三ヶ月以内に当事国が別の裁判所について合意しない場合には、いずれかの当事国の時宜を得た要請により、国際司法裁判所が、裁定の有効性を確認し又は裁定の全部若しくは一部の無効を宣言する権限を有する。

2 裁定が無効とされた場合に解決されないいずれかの争点は、いずれかの当事国の要請によりこの条文案書の附属書Ⅱに從つて構成される仲裁裁判所に新しい仲裁のために付託することができる。

附属書Ⅰ 調停委員会
附属書Ⅱ 仲裁裁判所（略）